

北陸新幹線の大阪までの早期全線整備を求める決議

令和6年能登半島地震や毎年各地で発生している台風・豪雨による被害など、頻発している自然災害は未曾有の被害をもたらし、日本全体に大きな影響を及ぼしている。このような中、自然災害の発生に備えた、これまで以上に災害に強い国土づくりが求められている。

北陸新幹線は、東海道新幹線の代替補完機能を有する、災害に強い国土づくりに必要不可欠な国家プロジェクトであり、その効果は、大阪まで全線開業してこそ最大限発揮されるものである。

本年3月16日、北陸新幹線金沢－敦賀間が開業し、その開業効果を金沢のみならず、北陸全体のさらなる発展につなげていかなければならない中、敦賀以西の整備については、いまだ着工のめどが立たず、依然として先行き不透明な状況が続いている。さらに、現行の小浜・京都ルートについては、建設費や工期が当初の想定から大幅に上振れすることが明らかとなり、整備の前提となる着工5条件を満たすことができるのか、改めて早期の調査が必要である。

このまま北陸新幹線の全線開業に至る期間が長期化し、敦賀駅における不便な乗換えを余儀なくされる期間も長期化した場合、期待される新幹線整備の効果が得られなくなるだけでなく、北陸地域と関係の深い関西圏及び中京圏との交流が停滞するおそれもある。

よって、本市議会は、国に対し、投資効果など着工5条件に関する詳細なデータを速やかに示し、一日も早い北陸新幹線の大阪までの全線整備を強く求めるものである。

ここに決議する。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一

喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議

喜成清恵議員が令和5年3月21日未明に酒気帯び運転容疑で摘発された事件を受けて、本市議会は、令和5年度6月定例会以降、全ての定例会において喜成清恵議員の議員辞職勧告決議を全会一致で可決した。それにもかかわらず、喜成清恵議員は決議を尊重せず、議員を辞職しない行為は、到底市民から理解を得られるものではない。

金沢市議会基本条例では、議員は、「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」こととされているが、これは、議会における諸活動だけでなく、私生活においても当然遵守されるべきものであり、議員に対しては、高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。しかしながら、喜成清恵議員の一連の行動は、議会基本条例に規定する姿とは程遠く、在職中に刑事処分を受けたことは本市議会の名誉を著しく汚すとともに、市民の信頼を大きく損ねることとなっており、公人である市議会議員の立場からすると著しく不適切なものである。

よって、本市議会の名誉と市民からの信頼が回復されることを願い、喜成清恵議員の一連の行動について反省を強く求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一